

平成27年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋 賀 労 働 局

1 趣旨

当局では、平成3年に11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚を図るとともに、事業場における労働災害防止活動を推進してきたところである。

しかしながら、滋賀県の労働災害による死亡者は、年間10人以上発生しているほか、休業4日以上死傷災害は、平成26年は1,404人と平成24年比で3.4%減にとどまり、第12次労働災害防止推進計画の目標（平成29年に約15%減）の達成が厳しい状況である。内訳を見ると、重篤な災害となりやすい墜落・転落やはさまれ・巻き込まれが多発しているほか、転倒災害は初めて300人を超えた。

こうしたことから、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じたリスクアセスメントの効果的な実施等の自主的な安全衛生活動を広く推奨し、さらに、同月に「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、発注者・荷主・機械や化学物質の製造者、労働者を支える家族を含め、広く滋賀県民に産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

2 滋賀県産業安全の日	11月15日
準備期間	11月1日～11月14日
改善期間	11月16日～11月30日
無災害運動期間	11月1日～11月30日

3 主唱者

滋賀労働局・各労働基準監督署

4 協賛者

滋 賀 県
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
一般社団法人滋賀経済産業協会
公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

5 実施者 県内の事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

次の事項を重点に実施する。

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報啓発
- (3) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開及び事業場に対する指導援助

7 事業場の実施事項

次の事項を積極的に推進する。

- (1) 準備期間に実施する事項
 - ① 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
 - ② 安全基準や作業手順の総点検
 - ③ リスクアセスメントの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高める意思表示
 - ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
 - ③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知
- (3) 改善期間に実施する事項
 - ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
 - ② 安全基準や作業手順の周知及び遵守状況の確認
- (4) 無災害運動期間に実施する事項
 - ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕及び立て看板等の掲示
 - ② 労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じたリスクアセスメントの実施等の自主的な安全衛生活動